

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令（昭和四十九年政令第二百七十三号）抄

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定ダム）</p> <p>第一条 水源地域対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で指定するダムは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八十五（略）</p> <p>八十六 那珂川水系那珂川五ヶ山ダム</p> <p>八十七〇九十五（略）</p>	<p>（指定ダム）</p> <p>第一条 水源地域対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で指定するダムは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八十五（略）</p> <p>八十六〇九十四（略）</p>